

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

平和でこそ商売繁盛！！助け合いの民商は戦争反対！！

談会を開催

3月1日（日）の民商事務所での相談会では、黒川支部長の山田さん、楠支部長の森さん、守山西の支部長の和賀井さんの3人が、朝から受付要員として参加。「署名お願いしまーす」「大腸がん検診をやしましょう」「春の運動カンパにご協力ください」としっかり声をかけてくれました。相談会にきた会員の皆さんは、申告書の記入が終わると、「やっと終わってほっとした」と言いながら帰っていきました。



同日午後、西区の名星印刷では、山田支部主催の申告相談会が開催されました。前田建太さんと香代子さんを中心に、毎回参加する皆さんと、和気あいあいと話しながら相談を進めていました。Yさんは、「前田さんたちを頼りにしているわ～ひとりだと何をしたいかわからないよ」と話していました。若手の会員は、2人とも過去最高（？）の利益になり、「利益が増えたのは嬉しいけど、たくさん税金払わないといけないな」と複雑な表情でした。

連日相



奇々怪々なインボイス制度！

新入会のSさんは、売上は1千万未満。令和6年3月にインボイス制度を登録しましたが、その後、6年のうちに取消届を出し、令和7年1月1日に失効。取引先との関係で、必要になって令和8年2月に再び登録しました。ところが、令和6年1月1日以後の登録のため、「2年縛り」と言われる2年間の納税義務が継続。しかも、令和7年分は、インボイスを取り消したため、2割特例は使えず、消費税申告（一般課税）と納税義務だけが課せられることに。

最初、税務署から「2割特例は使えない」と言われ、北税務署へ再度問い合わせると30分以上調べて「2割特例が使えます」との返答。あらためて、税務署のコールセンターのインボイス相談担当へ電話し、「2割特例が使えると言われたが大丈夫か」と聞くと「使えません」とのこと。思わず、「税務署でも、分からないようなことを、一般の納税者がどうやって理解するんですか」と言うと、担当者は黙ってしまいました。

一緒にアピールしましょう 平和でこそ商売繁盛！

3月6日（金）の民商常任理事会では、「ロシアもイスラエルもひどいが、トランプのやりたい放題も本当にひどい」「国際法も国連憲章も無視して、よくあんなことができるよ」と討論。「このままでは、日本も戦争に巻き込まれる」「平和でこそ商売繁盛をスローガンとする民商として行動しよう」と話し合い、3月22日（日）「トランプはイラン攻撃をやめよ」「日本政府は核兵器禁止条約を批准せよ」とアピール、スタンディングに取り組むことを決めました。

1時間ほど、行動し、その後は名城公園を、お団子片手に（？）お散歩し、平和を噛み締めましょう。

集合：3月22日（日）朝10時 名城公園前（IGアリーナ東側）